

令和四年第四回

(十二月十九日)

特別区競馬組合議会定例会

会

議

録

特別区競馬組合議会



令和四年第四回特別区競馬組合議会定例会会議録 目次

○令和四年十二月十九日

期 日	.....	1
場 所	.....	1
出席議員	.....	1
欠席議員	.....	2
出席説明員	.....	2
出席議会事務局職員	.....	3
議事日程	.....	3
開会・開議	.....	5
会議録署名議員の指名	.....	5
諸般の報告	.....	5
例月出納検査の結果報告	.....	5
令和四年度定期監査等の結果報告	.....	5
挨拶（武井雅昭管理者）	.....	6
日程第一 会期の決定について	.....	6
日程第二 議案第十五号 特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	.....	7
日程第三 議案第十六号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	.....	7
日程第四 議案第十七号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	.....	7
日程第五 議案第十八号 特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	.....	7

日程第六	議案第十九号	特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第七	議案第二十号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第八	議案第二十一号	特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第九	議案第二十二号	特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
日程第十	議案第二十三号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7
提案理由説明	(桑野俊郎競馬事務局長)		7
委員会付託			7
日程第十一	議案第二十四号	令和四年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第一号)	12
提案理由説明	(桑野俊郎競馬事務局長)		12
委員会付託			12
会議時間の延長			13
休憩			13
再開			13
総務・事業委員会、財務委員会審査報告書の提出			14
追加日程第一	議案第十五号	特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第二	議案第十六号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第三	議案第十七号	特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第四	議案第十八号	特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第五	議案第十九号	特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第六	議案第二十号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第七	議案第二十一号	特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	14

追加日程第八	議案第二十二号	特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	14
追加日程第九	議案第二十三号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	14
委員長の報告（坂本あずま副委員長）			15
採決			15
追加日程第十	議案第二十四号	令和四年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）	17
委員長の報告（内川和久委員長）			17
採決			18
会期中の閉会			18
挨拶（武井雅昭管理者）			18
閉会			19
<b>資料の部</b>			23
<b>議案の部</b>			35



令和四年第四回特別区競馬組合議会の定例会議録

一期 日 令和四年十二月十九日(月)

二 場 所 東京区政会館 一九一会議室

三 出席議員(二十二名)

十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
(板橋区)	(豊島区)	(杉並区)	(中野区)	(渋谷区)	(大田区)	(目黒区)	(品川区)	(荒川区)	(北区)	(台東区)	(文京区)	(新宿区)	(港区)	(中央区)	(千代田区)
坂本	木下	脇坂	内川	齋藤	鈴木	宮澤	本多	志村	名取	水島	田中	桑原	ゆうき	木村	桜井
あずまお	たつや	和久	竜一	隆之	宏行	健信	博司	ひであき	道徳	としかね	ようへい	くみこ	克一	ただし	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

競走課長	お客様事業課長	経理課長	総務課長	広報課長	場外経営担当課長	経営企画室長	総務担当部長	経営企画担当部長	競馬事務局長(事業担当部長兼務)	副管理責任者	管理責任者	出席説明員	四 欠席議員(一名)	二十三番	二十二番	二十一番	二十番	十九番	十八番
------	---------	------	------	------	----------	--------	--------	----------	------------------	--------	-------	-------	------------	------	------	------	-----	-----	-----

(世田谷区)	(江戸川区)	(葛飾区)	(足立区)	(江東区)	(墨田区)	(練馬区)
--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

中島君	木村君	山本君	佐藤君	渡邊君	山田君	岡邑君	粕谷君	岸野君	桑野君	小津君	武井君	下山君	福本君	峯岸君	工藤君	山本君	木内君	藤井君
浩司君	洋之君	英一君	和也君	明雄君	健一郎君	誠君	招世君	幸弘君	俊郎君	雅明君	昭君	芳男君	光浩君	良至君	哲也君	香代子君	清君	たかし君



厩舎管理課長（小林牧場長兼務）

監査委員 事務局長

六 出席議会議務局職員

議 会 事 務 局 長

議 事 担 当 課 長

書 記

書 記

笹岡賢治君

古橋豊君

志賀美知代君

小池浩三郎君

大沼光輝君

佐藤雅展君

七 議事日程

日 程 第 一 会期の決定について

日 程 第 二 議案第十五号 特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 三 議案第十六号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 四 議案第十七号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 五 議案第十八号 特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 六 議案第十九号 特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 七 議案第二十号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 八 議案第二十一号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 九 議案第二十二号 特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 十 議案第二十三号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日 程 第 十 一 議案第二十四号 令和四年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

追 加 日 程 第 一 議案第十五号 特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

追 加 日 程 第 二 議案第十六号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

- 追加日程第三 議案第十七号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第四 議案第十八号 特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第五 議案第十九号 特別区競馬組合職員懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第六 議案第二十号 特別区競馬組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第七 議案第二十一号 特別区競馬組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第八 議案第二十二号 特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第九 議案第二十三号 特別区競馬組合会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第十 議案第二十四号 令和四年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第一号)

開 会（午後三時五十四分）

○議長（藤井たかし君） ただいまから、令和四年第四回特別区競馬組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第一百十二条の規定に基づき、七番、名取ひであき議員、八番、志村博司議員を会議録署名議員に指名いたします。次に、諸般の報告について議会議務局長に報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

一、令和四年第四回特別区競馬組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上、三件につきましては、お手元に文書の写しを配付しておりますので、内容の朗読は省略いたします。

なお、本日もご出席いただいている議員は二十二名でございます。

○議長（藤井たかし君） 次に、例月出納検査の結果についての報告及び令和四年度定期監査等の結果に関する報告が監査委員から提出されておりますので、議会議務局長より報告させます。

○議会議務局長（志賀美知代君） ご報告申し上げます。

お手元に、令和四年八月分から十月分までの例月出納検査の結果について報告の写し及び令和四年度定期監査等の結果に関する報告についての写しをお配りしてございますので、配付をもって報告といたします。

○議長（藤井たかし君） ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

武井管理者。

○管理者（武井雅昭君） 特別区競馬組合管理者の港区長の武井でございます。

本日は、令和四年第四回特別区競馬組合議会定例会を招集申し上げましたところ、ご多忙の折にもかかわらず、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、平素より競馬組合の事業運営にご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日、ご審議をいただきます案件は条例案件九件、予算案件一件の計十件の議案をご提案申し上げます。慎重なご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤井たかし君） 管理者の挨拶が終わりました。

これより、日程に入ります。

日程第一を議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

日程第一 会期の決定について

○議長（藤井たかし君） 会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第四条第一項第一号の規定に基づき、本日十二月十九日から二十三日までの五日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日十二月十九日から二十三日までの五日間とすることに決定いたしました。

次に、日程第二から日程第十までを一括議題といたします。

〔志賀美知代議会事務局長朗読〕

日程第二	議案第十五号	特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
日程第三	議案第十六号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第四	議案第十七号	特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第五	議案第十八号	特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
日程第六	議案第十九号	特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
日程第七	議案第二十号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第八	議案第二十一号	特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第九	議案第二十二号	特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第十	議案第二十三号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤井たかし君） これらの案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） それでは、ただいま一括議題となりました議案第十五号から第二十三号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第十五号から第二十二号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するもので、議案第二十二号及び第二十三号は、特別区における職員の給料表及び勤勉手当の支給率等の改定に伴い、これとの均衡を図るために必要な改正を行うものでございます。

恐れ入ります。縦書きの議案書（一）の一ページをお開き願います。

はじめに、議案第十五号、特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご

説明申し上げます。

本案は、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、人事行政の運営状況に関し、報告対象を再任用短時間勤務職員から定年前再任用短時間勤務職員に改めるもので、令和五年四月一日から施行するものでございます。

恐れ入ります。三ページをお開き願います。

続きまして、議案第十六号、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるもので、併せて他所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和五年四年一日。

経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本条例を適用することを定めております。

恐れ入ります。九ページをお開き願います。

続きまして、議案第十七号、特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制による異動期間を延長された管理監督職の職員を追加すること、部分休業をすることができない職員から、定年前再任用短時間勤務職員を除くことを定めるものでございます。

施行期日は、令和五年四月一日で、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本条例を適用することを定めております。

恐れ入ります。十三ページをお開き願います。

続きまして、議案第十八号、特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し

上げます。

本案は、職員の定年引上げに関して改正するもので、主な内容は四点でございます。

一点目は、職員の定年を六十歳から六十五歳に段階的に引上げ、二点目は、新たに管理監督職上限年齢制を導入し、管理監督職として勤務することができる上限年齢を六十歳とし、三点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入で、六十歳に達した以後の定年前に退職した職員を、短時間勤務職員として採用する規定を整備し、四点目は、定年の段階的な引上げに伴い、現行の再任用制を廃止し、引上げ期間において暫定再任用制度を導入し、新たに現行と同様の再任用制度を暫定的に設けるものです。

施行期日は、令和五年四月一日で、附則第三条及び第十三条の規定につきましては、公布の日から施行いたします。

恐れ入ります。五十五ページをお開き願います。

続きまして、議案第十九号、特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、減給処分の計算において、六十歳以後の給料月額に変動があった場合には、変動後の給料月額の五分の一を上限として減給することを定めるもので、令和五年四月一日から施行するものでございます。

恐れ入ります。五十七ページをお開き願います。

続きまして、議案第二十号、特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

第一条による改正についてご説明いたします。

特別区における職員の給料表及び勤勉手当の支給率等の改訂に伴う改正で勤勉手当の支給月数を〇・一月、再任用職員にあつては〇・〇五月引き上げるとともに、給料表を別表一、二のとおり改定し、職員の給料月額の上上げを行うものでございます。

恐れ入ります。六十六ページをお開き願います。

第二条による改正についてご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に関する改正と、特別区における職員の給料表及び勤勉手当の支給率等の改定に伴う改正で、主な改正内容は三点でございます。

一点目は、六十歳に達した職員の給料月額を、当分の間、当該職員が受ける給料月額七割とするほか、管理監督職務上限年齢制により降任となった管理監督職の職員の給料月額についても、実質的に降任前の給料月額七割となるよう調整します。

二点目は、定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する事項を定めます。

三点目が、期末手当の三月支給を廃止し、六月及び十二月に均等支給することを定めるものでございます。

恐れ入ります。七十ページをお開き願います。

本条例の附則でございます。

附則第一項は、本条例は令和五年四月一日から施行することを定め、第一条の規定、附則第十四項及び第十五項は公布の日から施行する旨、定めるものでございます。

第二項は、第一条の規定による給料表の改定は令和四年四月一日から適用する旨、定めるものでございます。

第三項は、第一条の規定による勤勉手当の改定は、令和四年十二月一日から適用する旨、定めるものでございます。

また、第四項から第十五号は、本改正に伴う取扱い等を定めるものでございます。

恐れ入ります。百九ページをお開き願います。

続きまして、議案第二十一号、特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するとともに、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給要件を緩和するものでございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に関する主な改正内容は二点でございます。



一点目は、六十歳以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額について、当分の間、退職事由を定年退職として算定し、二点目は、六十歳以後に給料月額が減額される場合及び役職定年制による、他の職務への降任等により、給料月額が減額される場合に不利益が生じないように、特例措置を講じることを定めるものです。

次に、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給要件の緩和に関する法改正内容は、退職手当の支給要件の一つである、月十八日の勤務日数について、一か月間の要勤務日数が二十日に満たない場合は、十八日から二十日と当該要勤務日数の差分を減じた日数とするものでございます。

施行期日は、令和五年四月一日で、一部の規定については公布の日より施行するものでございます。恐れ入ります。百四十九ページをお開き願います。

続きまして、議案第二十二号、特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例において、非常勤職員から定年前再任用短時間勤務職員を除くことを定めるものです。

施行期日は、令和五年四月一日で、経過措置といたしまして、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、本条例を適用することを規定しております。

恐れ入ります。百五十三ページをお開き願います。

続きまして、議案第二十三号、特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、特別区における期末手当の支給回数数の改定に伴い、これとの均衡を図るため、期末手当の三月支給を廃止し、六月、十二月に均等支給することを定めるもので、令和五年四月一日から施行するものでございます。

議案第十五号から第二十三号までの説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井たかし君） 提案理由の説明は終わりました。

これらの案については、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第十一を議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

日程第十一 議案第二十四号 令和四年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）

○議長（藤井たかし君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

競馬事務局長。

○競馬事務局長（桑野俊郎君） ただいま議題となりました、議案第二十四号、令和四年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。横書きの議案書（二）の三ページをお開き願います。

本案は、予算総則第一条において、令和四年度特別区競馬組合一般会計の補正予算（第一号）は、次に定めるところによるものとし、具体的な内容は第二条で規定するものでございます。

第二条は、収益的収入及び支出の予定額の定めで、収入の第一款営業収益は、第一項競馬開催収益に補正予定額、二百四十八億九千九百八十七千円を加え、一千九百五十五億八千三百三十一万一千円とし、第二項場外業務収益に補正予定額二十三億二千五百九十二万六千円を加え、百十四億八千三百四十二万五千円とし、款合計で二千七十一億六千七十六万円とするものです。

次の第二款、営業外収益は、第一項受取利息及び配当金に、補正予定額一千八百三十八万円を加え、三億一千五百五万円とし、款合計で三億四千八百三十三万一千円とするものです。

次に、支出でござります。

第一款営業費用は、第一項競馬開催費用に補正予定額、二百二十一億九百九十九万九千円を加え、一千八百八十四億五百四十五万五千円とし、第二項場間場外費用に補正予定額、二億四千二百四十五万九千円を加え、六十三億八百六十二万二千円とし、款合計を一千九百五十四億三百八十二万八千円とするものです。

次の第二款営業外費用は、第二項株式配当金配分金に補正予定額、一千七百十八万三千円を加え、二億二千三百三十七万六千円とし、第三項公課費に補正予定額、四千六百七十七万八千円を加え、四億一千五百九十六万七千円とし、款合計を六億九千四百二十二万二千円とするものです。

七ページ以降には、令和四年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第一号）の説明書でございまして、七ページは予算実施計画、十ページは予定キャッシュフロー計算書、十一ページは予定損益計算書、十二ページは予定貸借対照表でござい  
ます。

以上、令和四年十二月十九日提出、管理者名でございませう。

議案第二十四号の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井たかし君） 提案理由の説明は終わりました。

本案については、所管の財務委員会に付託いたします。

ここで、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

この際、付託案件の委員会審査のため、会議を暫時休憩いたします。

休 憩（午後四時十二分）

再 開（午後四時二十四分）

○議長（藤井たかし君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、総務・事業副委員長及び財務委員長から各委員会の審査報告書が提出されました。審査報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもってご報告といたします。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、議案第十五号ほか九件を本日の日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十五号ほか九件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第一から追加日程第九までを一括議題といたします。

〔志賀議会事務局長朗読〕

- |        |         |  |
|--------|---------|--|
| 追加日程第一 | 議案第十五号  | 特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例    |
| 追加日程第二 | 議案第十六号  | 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例    |
| 追加日程第三 | 議案第十七号  | 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例          |
| 追加日程第四 | 議案第十八号  | 特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例            |
| 追加日程第五 | 議案第十九号  | 特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例             |
| 追加日程第六 | 議案第二十号  | 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例             |
| 追加日程第七 | 議案第二十一号 | 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例           |
| 追加日程第八 | 議案第二十二号 | 特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例    |
| 追加日程第九 | 議案第二十三号 | 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |

○議長（藤井たかし君） これらの案につきまして、総務・事業副委員長の報告を求めます。

坂本総務・事業副委員長。

○総務・事業副委員長（坂本あずまお君） 総務・事業委員会に付託されました議案第十五号から議案第二十三号までの審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りましたが、審査に当たっては特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第十五号から議案第二十三号までについて全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもって総務・事業委員会の報告を終わります。

○議長（藤井たかし君） ただいまの報告に対し、ご質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

総務・事業委員会の審査結果は、いずれも原案可決でございます。

議案第十五号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十五号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十六号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十六号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十七号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十七号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十八号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十八号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第十九号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第十九号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十一号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十一号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十二号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十二号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第二十三号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十三号は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第十を議題といたします。

〔志賀議会議務局長朗読〕

追加日程第十 議案第二十四号 令和四年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第一号)

○議長（藤井たかし君） 本案につきまして、財務委員長の報告を求めます。

内川財務委員長。

○財務委員長（内川和久君） 財務委員会に付託されました議案第二十四号の審査経過及び結果につきまして、ご報告申し上げます。

委員会では、理事者より議案の内容について説明を受けた後、審査に入りましたが、審査に当たっては特に質疑、意見等はなく、採決の結果、委員会は議案第二十四号について、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもって財務委員会の報告を終わります。

○議長（藤井たかし君） ただいまの報告に対し、ご質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより採決いたします。

財務委員会の審査結果は、原案可決でございます。

議案第二十四号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十四号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、今定例会の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第六条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤井たかし君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

武井管理者。

○管理者（武井雅昭君） 本日も提案申し上げました案件につきまして、慎重なるご審議をいただき、ご決定を賜りまして誠にありがとうございます。今後、競馬事業の発展に努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。議会の皆様のおお一層のご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（藤井たかし君） 管理者の挨拶は終わりました。

以上をもちまして、令和四年第四回特別区競馬組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。



閉

会（午後四時三十二分）

会議録署名議員

議長 藤井 たかし

議員 名取 ひであき

議員 志村 博司

資  
料  
の  
部



令和4年第4回特別区競馬組合議会定例会 議事日程

令和4年12月19日(月) 午後4時開議

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議案第15号 特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第16号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第17号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第18号 特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第19号 特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第20号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第21号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第22号 特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第23号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第24号 令和4年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第1号)



4特競総第1052号  
令和4年12月12日

特別区競馬組合議会  
議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合  
管理者 武井 雅昭

令和4年第4回特別区競馬組合議会定例会の招集について

このことについて、本日、別紙写しのとおり告示したのでお知らせいたします。

記

- 1 期 日  
令和4年12月19日(月)
- 2 場 所  
東京区政会館 19階 191会議室  
以 上

4 特競総第 1097 号  
令和 4 年 12 月 12 日

写

特別区競馬組合議会  
議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合  
管理者 武井 雅昭

議案の送付について

このことについて、令和 4 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会に付議する案件を下記のとおり送付いたします。

記

- 1 条例案件
  - 議案第 15 号 特別区競馬組合理事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 16 号 特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 17 号 特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 18 号 特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 19 号 特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 20 号 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 21 号 特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 22 号 特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第 23 号 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 予算案件
  - 議案第 24 号 令和 4 年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第 1 号）

以上

特別区競馬組合告示第四十七号

令和 4 年第四回特別区競馬組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 12 月 12 日

写

特別区競馬組合  
管理者 武井 雅昭

一 期日 令和 4 年 12 月 19 日（月）

二 場所 東京区政会館 十九階 一九一会議室

写

4 特競総第 1126 号  
令和 4 年 12 月 12 日

特別区競馬組合議会  
議長 藤井 たかし 殿

特別区競馬組合  
管理者 武井 雅 昭

令和 4 年第 4 回特別区競馬組合議会定例会に  
出席する議事説明員について

4 特競議第 187 号により要求のあった、標記の件について、下記のとおり通知いたします。

記

1 組合役員

管 理 者 武井 雅 昭  
副 管 理 者 小柳 津 明

2 職 員

競馬事務局長 桑野 俊 郎  
(事業担当部長兼務)  
経営企画担当部長 岸 幸 弘  
総務担当部長 粕谷 招 世  
経営企画室長 岡 邑 誠  
場外経営担当課長 山田 健一郎  
広報課長 渡邊 明 雄  
総務課長 佐藤 和 也  
経理課長 山本 英 一  
お客様事業課長 木村 洋 之  
競走課長 中島 浩 司  
厩舎管理課長 笹岡 賢 治  
(小林牧場長兼務)  
監査委員事務局長 古橋 豊

以 上

写

4 特競監第 89 号  
令和 4 年 10 月 4 日

特別区競馬組合  
議 長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合  
監 査 委 員 田 辺 裕 子  
監 査 委 員 ゆうき くみこ

令和 4 年 8 月分例月出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、  
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 4 年 9 月 27 日 (火)
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象  
令和 4 年 8 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管  
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果  
令和 4 年 8 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別  
紙のとおりである。  
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合  
し、誤りのないことを確認した。  
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと  
を確認した。

(別紙掲載は省略)



4 特競監第 100 号  
令和 4 年 11 月 1 日

特別区競馬組合  
議 長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合  
監 査 委 員 田 辺 裕 子  
監 査 委 員 ゆうき くみこ

令和 4 年 9 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、  
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 4 年 10 月 27 日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象  
令和 4 年 9 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管  
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果  
令和 4 年 9 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別  
紙のとおりである。  
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合  
し、誤りのないことを確認した。  
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと  
を確認した。

（別紙掲載は省略）



4 特競監第 110 号  
令和 4 年 11 月 30 日

特別区競馬組合  
議 長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合  
監 査 委 員 田 辺 裕 子  
監 査 委 員 ゆうき くみこ

令和 4 年 10 月分例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月出納検査の結果について、  
同条第 3 項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 検査月日 令和 4 年 11 月 24 日（木）
- 2 検査場所 東京区政会館 代表監査委員室
- 3 検査対象  
令和 4 年 10 月末日における特別区競馬組合一般会計に係る現金の出納保管  
状況及び関係証拠書類
- 4 検査結果  
令和 4 年 10 月末日における一般会計予算の執行及び資金の運用状況は、別  
紙のとおりである。  
預金・有価証券現在高は、預金明細書、預金通帳及び取引報告書等と照合  
し、誤りのないことを確認した。  
また、会計伝票等帳票についても、関係帳簿類と照合し、誤りのないこと  
を確認した。

（別紙掲載は省略）





4 特競監第 108 号  
令和 4 年 12 月 2 日

特別区競馬組合議会  
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合  
監査委員 田 辺 裕 子  
監査委員 ゆうき くみこ

令和 4 年度定期監査等の結果に関する報告について (提出)

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、木内 清前監査委員は令和 4 年 6 月 16 日まで関与し、清原 和幸前監査委員職務執行者は令和 4 年 6 月 17 日から令和 4 年 7 月 18 日まで関与し、ゆうき くみこ監査委員は令和 4 年 7 月 19 日から関与しています。

令和 4 年度

## 定期監査等報告書

特別区競馬組合監査委員

4 特競監第 108 号  
令和 4 年 12 月 2 日

特別区競馬組合議会議長 }  
特別区競馬組合管理者 } 様

特別区競馬組合  
監査委員 田 辺 裕 子  
監査委員 ゆうき くみこ

令和 4 年度定期監査等の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第 199 条第 4 項及び第 7 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき提出します。

なお、今回の監査にあたっては、木内 清前監査委員は令和 4 年 6 月 16 日まで関与し、清原 和幸前監査委員職務執行者は令和 4 年 6 月 17 日から令和 4 年 7 月 18 日まで関与し、ゆうき くみこ監査委員は令和 4 年 7 月 19 日から関与しています。

## 第 1 定期監査

### 1 監査の対象及び実施期日

対 象 部 局	書 面 審 査 実 施 期 日	説 明 聴 取 実 施 期 日
議会議務局	10 月 4 日(火)	10 月 7 日(金)
総務課	7 月 29 日(金)、8 月 1 日(月)～ 3 日(水)	◇競馬事務局長説明聴取 6 月 14 日(火)
競走課	8 月 3 日(水)～5 日(金)	
厩舎管理課	8 月 8 日(月)～10 日(水)	◇課長説明聴取 10 月 19 日(水) ・経営企画室長 ・場外経営担当課長 ・競走課長 ・お客様事業課長 ・経理課長 ・厩舎管理課長
お客様事業課	8 月 22 日(月)～24 日(水)、26 日(金)、 29 日(月)	
システム課	8 月 30 日(火)～9 月 1 日(木)	
経理課	9 月 2 日(金)、5 日(月)～9 日(金)	10 月 20 日(木) ・総務課長 ・システム課長 ・広報課長
広報課	9 月 12 日(月)～14 日(水)	
経営企画室	9 月 14 日(水)、15 日(木)、26(月)	◇牧場長説明聴取 9 月 30 日(金)
小林牧場	9 月 30 日(金)	
監査委員事務局	7 月 11 日(月)	—

### 2 監査の方法

あらかじめ所管部局から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料と関係書類及び諸帳簿等を照合するなど書面審査を行い、関係管理職等から事情を聴取した。

### 3 監査の視点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令や計画に沿って適正に行われているかを主眼に、以下の点から実施した。

- (1) 会計処理における計数は正確であるか。
- (2) 事務事業の執行は、法令等に沿って適正に処理されているか。
- (3) 事業の経営が効率的、効果的に行われているか。

#### 4 監査の結果

令和3年度及び令和4年度監査実施日までの事務事業及び財務事務等の執行については、概ね適正に処理されていると認められたが、以下の意見・要望事項に記載する点について善処されたい。

なお、起案文書の必要事項の記載漏れ、押印漏れ等軽易な事務上の誤りについては、監査委員が監査委員事務局長を通じて改善を求めるよう指示したほか、その都度関係職員に指導した。

##### 【意見・要望事項】

###### (1) 個人情報の取扱いについて

本年4月から改正個人情報保護法が施行されている。この改正は、社会・経済情勢の変化を踏まえてより個人の権益を保護するために必要な改正を行ったものである。

当組合においては既に個人情報保護条例等関係例規の整備を行っているところではあるが、今般の改正個人情報保護法の施行に伴い、より一層厳格な取扱いと職員への周知徹底を求めるものである。

一方、当組合に関わる個人情報では、「南関東四競馬場在宅投票システム(以下「SPAT4」という。)」において取扱う個人情報の件数の増加が著しい。SPAT4については、当組合をはじめ埼玉県浦和競馬組合、千葉県競馬組合、神奈川県川崎競馬組合(以下「四主催者」という。)と、一般社団法人関東地方公営競馬協議会(以下「関地協」という。)の間で取り交わした「南関東四競馬場在宅投票事業の運営に関する基本協定書」により、四主催者が関地協に委任して事業が運営されている。

この基本協定書の第2条第1項第2号に基づき、SPAT4の個人情報の管理は関地協がSPAT4の保守運営業務に含めて行うこととされている。さらに第9条で、関地協の個人情報の保護について定めている。しかし、SPAT4の利用は誰でも可能であり、全国の地方競馬場もこれを活用している。このため四主催者は、北海道、帯広市、岩手県競馬組合、石川県、金沢市、岐阜県地方競馬組合、愛知県競馬組合、兵庫県競馬組合、高知県競馬組合、佐賀県競馬組合との間で、「南関東四競馬場電話投票の個人情報の取扱いに関する基本協定書」を締結している。この協定書においては、第3条第1項で(個人情報の)共同の管理及び利用として、「(前略)四主催者が共同で所有及び管理するものとし、またそれぞれが利用できるものとする。」としている。また同条第2項では、その管理及び利用においては、「(前略)関地協に個人情報の管理及び利用を行わせるものとする。」としている。ところが第8条において「個人情報の開示の請求、訂正、削除、利用中止の請求、法令等による外部提供等」については、その手続きを当組合が行うこととされている。

この二つの基本協定書において、関地協が担っている業務と当組合、他の三主催者それぞれの関わりがわかりにくく、責任の主体が不明確であると考えられる。ここ数年急増しているSPAT4に関わる利用者の個人情報の保護について、先に述べた改正個人情報保護法の趣旨や社会・経済情勢の変化を踏まえて

四主催者及び関地協の間で協議し、時代に即した適切な対応に努めるべきである。

###### (2) 交通費等について

昨年度、「通勤手当の認定にあたっての基準等を策定し、職員間に認定の齟齬が生じないように対応すべきである」旨の意見を申し上げた。これを受けて、本年4月に基準を設け対応していることは評価させていただきたい。しかしながら、現状では認定された通勤経路に職員間での齟齬が是正されていない例が見受けられる。日々の通勤に関することであり、職員の意欲にも影響を与える事柄でもあるので、早期の是正を望むものである。

また、タクシーの利用にあたっては必要不可欠な場合に限って利用するものである。これについては公共交通機関の利用を優先し、やむを得ない場合の利用を徹底していただきたい。

###### (3) 効率的・計画的な予算編成と予算執行について

毎年度、議会の議決を得て成立する予算であるが、その予算編成にあたっては事前の調査や見積り、周到な査定等を経て予算案としてとりまとめられる。従って、予算執行にあたっては予算で定められた範囲内で執行すべきものであるが、不用額を生じ、それを別の事業に活用する例が見受けられる。他方、予算額よりも少ない金額で契約し、あまり時間を置かず同額に近い金額を追加して契約変更している例がある。予算に基づいた事業内容で契約を行ってれば、適正な契約金額になったはずである。

地方財政法第3条及び第4条では、適切な予算編成と予算の執行等が規定されている。この法の趣旨を十分踏まえて対応されたい。慎重な予算編成と予算執行に努められたい。

- 既に契約した金額とそれに近い金額を追加し、短期間で契約変更した例
  - ・LINE公式アカウントを活用したプロモーション業務委託
  - ・大井競馬場等土地及び施設運用に係る実態調査等業務委託

###### (4) 意思決定について

新型コロナウイルス感染症の流行による社会・経済活動の停滞は、今夏以降まだまだ感染は油断できないものの、復活の兆しが顕著になってきている。こうした中、大井競馬場施設を活用した民間事業者によるイベント・事業が幾つか開催されている。大井競馬場を広く周知し、競馬に関心をもっていただく良い契機になると歓迎するものである。主催は民間事業者であり、施設提供は東京都競馬株式会社、運営は東京プロパティサービス等の事業者が行う事業である。民間事業者主催事業のため、当組合では事業実施にあたり何らの意思決定も行っていない。しかしながら、これらの事業のPRを当組合のホームページに掲載し、競馬開催中の内馬場にイベント参加者が立ち入るという事業では、当組合が全く関わりないとは言えない。むしろ外形上は当組合が主催者かと判断されても不思議ではない。

万が一の事故対応も含めて、当組合としての対応を明確にして意思決定しておく必要があると考える。

- 民間事業者によるイベント開催の例
  - ・ JR 東海ツアーズとのツアー企画事業
  - ・ 第一ホテル東京シーフォートとのコラボレーション企画事業
  - ・ TCK バーベキューガーデン

(5) 業者への対応について

当組合の事業運営にあたっては、多岐にわたる業務を委託し、効率的・効果的な事業運営を行っているところである。こうした中で、業者のミスや誤りが発生した場合の対応について申し述べたい。

本年7月13日付のサンケイスポーツ東京本社版紙面において、予定されていた紙面展開とは異なる内容が掲載された。

また、ADK マーケティング・ソリューションズにおける業務遅延及び令和4年度コンセプトムービーのYouTube 動画アップ作業における素材の取違いが発生している。

これらについては、各々業者から謝罪と改善策を記した文書が届いているが、これを収受し課長までの供覧に付するに留まっている。業者に対しては、契約に基づき適正に履行することにより対価を支払っているのであるから、業者の対応に対して当組合として組織的に対応を決定し、善後策と今後の対応のあり方等を明確にしておくべきである。

(6) 文書事務・会計事務等の適切な処理とシステムに関わる課題

毎年意見を申し上げているが、決裁文書、勤怠関係書類、各種帳票類で依然として記入漏れや記入内容の誤り等が多数見受けられた。各種のシステムが稼働しつつある現状で、文書事務・会計事務等の基本が身につけていなければ、システム化されても誤りは常に発生する。システム化によって、担当者だけでなく、管理・監督者も誤りを発見しにくくなっている可能性もある。

またシステム化に起因すると思われるミスも発生している。外部にも影響を及ぼす事案に発展しかねないミスもある。

業務に対する知識の習熟とともに、システム上のミスを起こさない組織的な対応を望むところである。とりわけ、会計システムについては、起案・契約書類・支払関係書類等が連携しておらず、大きな支障をきたしている。早急な改善を強く望むものである。

## 第2 財政援助団体等の監査

### 1 特別区競馬組合職員互助会

(1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合の常勤職員及び非常勤職員の福利厚生、相互扶助事業を行っている団体である。特別区競馬組合からは、会員の会費（給料月額 の3.5/1000）相当額の福利厚生交付金を受けている。

(2) 実施期日

書面審査 令和4年 7月29日(金)、8月1日(月)～3日(水)

説明聴取 令和4年10月20日(木)

(3) 監査の方法

規約、規程及び令和3年度事業実績・令和4年度事業計画等について監査資料と関係書類、諸帳簿等を照合するなどの書面審査を行い、関係者から事情を聴取した。

(4) 監査の視点

①事業は、補助金の目的に沿って適正に運営されているか。

②補助金、助成金及び貸付金の会計処理は、適正に行われているか。

(5) 監査の結果

令和3年度及び令和4年度監査実施日までの特別区競馬組合職員互助会の事業の運営及び会計処理は、概ね適正に行われたものと認められる。

なお、補助金交付団体である競馬組合の指導に従い、厳正な資産管理に努められたい。

## 2 株式会社ティシーケイサービス

### (1) 監査対象団体の概要

特別区競馬組合が全額出資し、平成13年2月9日に設立され、大井本場及びオフト後楽園等の場外発売所における勝馬投票券発売業務、大井本場等における指定席券発売業務等を、特別区競馬組合から受託して実施している。

### (2) 実施期日

書面審査 令和4年9月28日(水)

説明聴取 令和4年10月20日(木)

### (3) 監査の方法

令和3年度事業結果、財務諸表、令和4年度事業計画などを書面審査するとともに関係者から事情を聴取した。

### (4) 監査の視点

①経営は、出資目的に則って適正に執行されているか。

②会計処理及び財産の管理は、適正に行われているか。

### (5) 監査の結果

令和3年度及び令和4年度監査実施日までの株式会社ティシーケイサービスの経営、会計処理及び財産の管理は、適正に行われていたと認められる。

## 令和4年第4回特別区競馬組合議会定例会 追加議事日程(第1号)

令和4年12月19日(月) 午後4時開議

追加日程第1	議案第15号	特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第2	議案第16号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第3	議案第17号	特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第4	議案第18号	特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第5	議案第19号	特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第6	議案第20号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第7	議案第21号	特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第8	議案第22号	特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第9	議案第23号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第10	議案第24号	令和4年度特別区競馬組合一般会計補正予算(第1号)



令和4年12月19日

特別区競馬組合議会  
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会  
総務・事業副委員長 坂本 あずまお

### 総務・事業委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、  
会議規則第74条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果
議案第15号	特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第16号	特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第17号	特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第18号	特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第19号	特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第20号	特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第21号	特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第22号	特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第23号	特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決



令和4年12月19日

特別区競馬組合議会  
議長 藤井 たかし 様

特別区競馬組合議会  
財務委員長 内川 和久

### 財務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、  
会議規則第74条の規定により報告します。

#### 記

議案番号	件名	審査結果
議案第24号	令和4年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第1号）	原案可決

議  
案  
の  
部





議案第十五号

特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第二十二条の二第二項第二号に掲げる職員」を「第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員及び同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため。

議案第十六号

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。  
「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「にあつては」に改める。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため。

議案第十七号

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者

特別区競馬組合管理者

武井

雅昭

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例（平成四年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二号」の下に「。以下「定年条例」という。」を加え、「第二項」を「同条第二項」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 定年条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理

監督職を占める職員

第七条第二号中「特別区競馬組合職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に、「第二項」を「同条第二項」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二条第三号に掲げる職員

第十四条第二号中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の特別区競馬組合職員の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備するため。

#### 議案第十八号

特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者

特別区競馬組合管理者

武井

雅昭

特別区競馬組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の定年等に関する条例（昭和五十九年特別区競馬組合条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 定年制度（第二条―第五条）

第三章 管理監督職務上限年齢制（第六条―第十三条）

第四章 定年前再任用短時間勤務制（第十四条・第十五条）

第五章 雑則（第十六条）

付則

第一章 総則

第一条中（）第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三を「。以下「法」という。」第二十二條の四第一項及び

第二項、第二十二條の五第二項、第二十八條の二、第二十八條の五、第二十八條の六第一項から第三項まで並びに第二十八條の七に改め、同條の次に次の章名を付する。

第二章 定年制度

第三條中「六十年」を「六十五年」に改める。

第四條第一項中「ときは、その」を「ときは、同條の規定にかかわらず、当該」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続きいて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第九條の規定により異動期間（同條第一項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同條第一項又は第二項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第六條に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第九條第一項又は第二項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて管理者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

第四條第一項第一号中「その」を「当該」に改め、「退職により」の下に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第二号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第三号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同條第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると」を「あると」に改め、「得て、」の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同條第四項中「任命権者は」の下に「第一項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第二項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第一項の事由が存しなく」を「第一項各号に掲げる事由が

なく」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。  
本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職務上限年齢制

（管理監督職務上限年齢制）

第六條 法第二十八條の二第一項の条例で定める職は、特別区競馬組合職員の給与に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合法例第四号）第九條第一項に規定する職員が占める職とする。

（管理監督職務上限年齢）

第七條 法第二十八條の二第一項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。

（他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準）

第八條 任命権者は、法第二十八條の二第四項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第十三條、第十五條、第二十三條の三、第二十七條第一項及び第五十六條に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- 一 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第十二條において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五條の二第一項第五号に掲げる標準職務遂行能力（次条第三項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- 二 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

三 当該職員以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第一号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等すること。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第九条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員以外の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

二 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

三 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、延長された当該異動期間の末

日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として組合規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第十一条において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の教に満たない等の事情があるため、当該職員以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させることができる。

4 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、管理者の承認を得て、

延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。  
 (異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)

第十条 前条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(第九条第三項又は第四項の規定による任用)

第十一条 第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任させ、若しくは転任させるかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十二条 任命権者は、第九条第一項から第四項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をさせる場合には、あらかじめその職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十三条 任命権者は、第九条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、その職員を他の職への降任等をさせるものとする。

第四章 定年前再任用短時間勤務制

第十四条 任命権者は、年齢六十年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職

員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この章において「年齢六十一年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

2 前項の規定による採用(以下この条において「定年前再任用」という。)を行うに当たっては、法第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。

3 年齢六十一年以上退職者が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第五十六条に規定する事由を理由として定年前再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。

4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- 一 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- 二 定年前再任用を行う日
- 三 定年前再任用に係る勤務地
- 四 定年前再任用をされた場合の給与
- 五 定年前再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

第十五条 任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、特別区等（特別区、特別区人事・厚生事務組合及び東京二十三区清掃一部事務組合をいう。）の年齢六十一年以上退職者を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条（第一項本文を除く。）の規定を準用する。

第五章 雑則

第十六条 この条例の実施に関し必要な事項は、組合規則で定める。

付則に次の二項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、同条中「六十五年」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、自分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び

勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日から同日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（特別区競馬組合職員の再任用に関する条例の廃止）

第二条 特別区競馬組合職員の再任用に関する条例（平成十三年特別区競馬組合条例第二号）は、廃止する。

（準備行為）

第三条 第十四条第四項及び附則第五条第五項の規定による採用の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（勤務延長に関する経過措置）

第四条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の特別区競馬組合職員の定年等に關する条例（以下「旧条例」という。）第四条第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期

限が到来する場合において、この条例による改正後の特別区競馬組合職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、管理者の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第二条に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年（新条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧条例第三条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新条例定年が新条例第三条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の特別区競馬組合規則（以下「組合規則」という。）で定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新条例第四条第一項若しくは第二項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該組合規則で定める職にあつては、組合規則で定める職員）を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。

3 新条例第四条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第五条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条から附則第八条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職

に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第一項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧条例第二条の規定により退職した者

二 旧条例第四条第一項若しくは第二項、令和三年改正法附則第三条第五項又は前条第一項の規定により勤務した後退職した者

三 二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前二号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの

四 二十年以上勤続して施行日前に退職した者（前三号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第一項若しくは第二項、附則第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。次項第六号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新条例第二条の規定により退職した者

二 施行日以後に新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者



- 三 施行日以後に新条例第十四条第一項の規定により採用された者のうち、令和三年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 四 施行日以後に新条例第十五条第一項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- 五 二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間にあるもの
- 六 二十年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して五年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 三 前二項の規定による採用（以下この条において「暫定再任用」という。）を行うに当たっては、地方公務員法（以下この項及び次項において「法」という。）第十三条に定める平等取扱いの原則及び法第十五条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。
- 四 定年退職者等（第一項各号及び第二項各号に掲げる者をいう。）が法第五十二条第一項に規定する職員団体の構成員であつたことその他法第五十六条に規定する事由として暫定再任用に關し不利益な取扱いをしてはならない。
- 五 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。
  - 一 暫定再任用を行う職に係る職務内容
  - 二 暫定再任用を行う日及び任期の末日
  - 三 暫定再任用に係る勤務地

- 四 暫定再任用をされた場合の給与
- 五 暫定再任用をされた場合の一週間当たりの勤務時間
- 六 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 六 第一項若しくは第二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第一項若しくは第二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 七 暫定再任用職員（第一項若しくは第二項、次条第一項若しくは第二項、附則第七条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評価その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 八 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第六条 任命権者は、前条第一項の規定によるほか、特別区等（新条例第十五条第一項に規定する特別区等をいう。次項及び附則第八条において同じ。）における前条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 二 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、特別区等における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達してい

るものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、前条第三項から第八項までの規定を準用する。

第七条 任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第五条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第十四条第一項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときに）を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、附則第五条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第二項及び附則第十二条において同じ。）に達しているもの（新条例第十四条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第五条第三項から第八項までの規定を準用する。

第八条 任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二條の四第四項の規定にかかわらず、特別区等における附則第五条第一項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、任命権者は、前条第二項の規定によるほか、新地方公務員法第二十二条の五第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の規定にかかわらず、特別区等における附則第五条第二項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第十五条第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の組合規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の場合においては、附則第五条第三項から第八項までの規定を準用する。

（令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢）

第九条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 2 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職及び年齢)

第十条 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- 一 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 二 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合における令和三年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の四第四項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第十一条 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第五条から第八条までの規定が適用される間における各年の四月一日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- 一 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
  - 二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 2 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和三年改正法附則第八条第五項の条例で定める職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第十二条 任命権者は、基準日(令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第三条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の組合規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第十四条第一項に規定する年齢六十一年以上退職者となった者(基準日前から新条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該組合規則で定める短時間勤務の職にあつては、組合規則で定める者)を、新条例第十四条第一項又は第十五条第一項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第十四条第一項又は第十五条第一項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該組合規則で定める短時間勤務の職にあつては、組合規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任させ、降任させ、又は転任させることができない。

(令和三年改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢)

第十三条 令和三年改正法附則第二条第三項の条例で定める年齢は、年齢六十年とする。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため。

議案第十九号

特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅 昭

特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の懲戒に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「除く。」の下に「とする。以下同じ。」を加え、「及び暫定手当の合計額」を削り、同条に後段として次のように加える。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため。

別表第1（第5条関係）  
行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	147,500	200,500	228,500	254,300	283,900	368,900
	2	148,600	202,000	230,500	256,400	286,400	371,700
	3	149,700	203,400	232,500	258,500	288,900	374,500
	4	150,900	204,700	234,500	260,600	291,400	377,300
	5	152,100	206,100	236,400	262,900	293,900	380,100
	6	153,300	207,500	238,400	265,100	296,400	382,800
	7	154,500	208,900	240,400	267,300	298,900	385,600
	8	155,700	210,500	242,400	269,500	301,500	388,400
	9	156,800	212,300	244,300	271,700	304,100	391,200
	10	158,000	213,900	246,400	274,000	306,700	394,000
	11	159,300	215,600	248,400	276,200	309,200	396,900
	12	160,600	217,300	250,500	278,500	311,800	399,800
	13	161,800	218,900	252,500	280,700	314,400	402,600
	14	163,200	220,700	254,700	283,000	317,000	405,500
	15	164,600	222,500	256,800	285,200	319,600	408,400
	16	166,000	224,200	259,000	287,600	322,200	411,300
	17	167,400	226,000	261,100	290,000	324,800	414,200
	18	169,000	227,800	263,300	292,400	327,400	417,100
	19	170,700	229,600	265,500	294,800	330,000	420,100
	20	172,500	231,500	267,700	297,200	332,700	423,100
	21	174,200	233,500	269,900	299,600	335,300	426,000
	22	176,000	235,300	272,200	302,000	338,000	429,000
	23	177,800	237,300	274,500	304,400	340,700	432,100
	24	179,600	239,200	276,800	306,800	343,400	435,100
	25	181,300	241,200	279,000	309,100	346,100	438,100
	26	183,100	243,100	281,300	311,500	348,800	441,000
	27	184,900	245,100	283,700	314,000	351,500	444,000
	28	186,600	247,200	286,100	316,500	354,200	446,900
	29	188,200	249,100	288,500	319,000	356,900	449,700
	30	189,200	251,200	290,700	321,500	359,700	452,500
	31	190,200	253,300	293,100	324,000	362,500	455,200
	32	191,100	255,400	295,400	326,400	365,300	457,700
	33	191,900	257,600	297,600	328,700	368,100	460,200
	34	193,000	259,600	299,800	331,100	370,800	462,600
	35	194,000	261,700	302,100	333,500	373,500	464,800
	36	195,300	263,700	304,400	335,900	376,200	467,000
	37	196,500	265,800	306,600	338,200	378,900	469,000
	38	198,000	267,700	308,800	340,600	381,600	471,000
	39	199,500	269,800	310,900	343,000	384,100	472,800
40	201,000	271,800	313,100	345,300	386,700	474,600	

議案第二十号

特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者

特別区競馬組合管理者

武井 雅昭

特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別区競馬組合職員の給与に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合同第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四第二項中「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百三十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に、「百分の百二十一・五」を「百分の百三十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

85	277, 100	338, 500	383, 200	408, 000	440, 200	510, 600
86	278, 500	339, 200	383, 800	408, 400	440, 700	511, 100
87	280, 000	339, 800	384, 400	408, 900	441, 200	511, 600
88	281, 400	340, 400	384, 900	409, 400	441, 700	512, 100
89	282, 800	341, 000	385, 400	409, 800	442, 200	512, 600
90	284, 200	341, 600	385, 900	410, 300	442, 700	
91	285, 600	342, 200	386, 400	410, 800	443, 200	
92	286, 800	342, 700	386, 900	411, 200	443, 700	
93	288, 100	343, 200	387, 400	411, 700	444, 100	
94	289, 400	343, 700	387, 900	412, 200	444, 600	
95	290, 700	344, 200	388, 400	412, 700	445, 100	
96	291, 800	344, 700	388, 900	413, 100	445, 600	
97	293, 000	345, 200	389, 400	413, 500	446, 100	
98	294, 200	345, 700	389, 900	413, 900	446, 600	
99	295, 400	346, 200	390, 400	414, 300	447, 100	
100	296, 600	346, 700	390, 900	414, 700	447, 600	
101	297, 600	347, 200	391, 400	415, 100	448, 100	
102	298, 700	347, 600	391, 900	415, 500	448, 600	
103	299, 800	348, 100	392, 400	415, 900	449, 100	
104	300, 800	348, 600	392, 800	416, 300	449, 600	
105	301, 700	349, 100	393, 200	416, 700	450, 100	
106	302, 700	349, 500	393, 600	417, 100	450, 600	
107	303, 600	349, 900	394, 000	417, 500	451, 100	
108	304, 500	350, 300	394, 400	417, 900	451, 600	
109	305, 400	350, 700	394, 800	418, 300	452, 100	
110	306, 200	351, 100	395, 200	418, 700		
111	307, 000	351, 500	395, 600	419, 100		
112	307, 800	351, 900	396, 000	419, 500		
113	308, 400	352, 300	396, 400	419, 900		
114	309, 100	352, 700	396, 800	420, 300		
115	309, 700	353, 100	397, 200	420, 700		
116	310, 300	353, 500	397, 600	421, 100		
117	310, 800	353, 900	398, 000	421, 500		
118	311, 300	354, 300	398, 400	421, 900		
119	311, 700	354, 700	398, 800	422, 300		
120	312, 100	355, 100	399, 200	422, 700		
121	312, 400	355, 500	399, 600	423, 100		
122	312, 800		400, 000	423, 500		
123	313, 200		400, 400	423, 900		
124	313, 600		400, 800	424, 300		
125	314, 000		401, 200	424, 700		
126	314, 300		401, 600	425, 100		
127	314, 700		402, 000	425, 500		
128	315, 100		402, 400	425, 900		

41	202, 600	273, 800	315, 200	347, 500	389, 300	476, 200
42	204, 300	275, 600	317, 400	349, 800	391, 900	477, 800
43	206, 100	277, 600	319, 400	352, 100	394, 300	479, 200
44	207, 900	279, 600	321, 500	354, 300	396, 800	480, 700
45	209, 800	281, 500	323, 500	356, 500	399, 200	482, 000
46	211, 500	283, 300	325, 600	358, 700	401, 600	483, 400
47	213, 300	285, 200	327, 600	360, 900	403, 800	484, 600
48	215, 100	287, 100	329, 700	363, 000	406, 000	485, 900
49	216, 900	288, 900	331, 700	365, 000	408, 100	487, 000
50	218, 600	290, 700	333, 700	367, 100	410, 100	488, 200
51	220, 400	292, 500	335, 600	369, 100	411, 900	489, 200
52	222, 100	294, 300	337, 600	371, 100	413, 700	490, 300
53	223, 900	295, 900	339, 600	373, 100	415, 400	491, 300
54	225, 600	297, 700	341, 600	375, 000	416, 900	492, 300
55	227, 400	299, 500	343, 500	376, 900	418, 400	493, 200
56	229, 200	301, 100	345, 300	378, 700	419, 800	494, 100
57	230, 900	302, 800	347, 200	380, 500	421, 000	494, 900
58	232, 600	304, 500	349, 100	382, 300	422, 200	495, 700
59	234, 300	306, 100	350, 800	384, 000	423, 300	496, 500
60	236, 000	307, 800	352, 600	385, 700	424, 200	497, 200
61	237, 800	309, 400	354, 400	387, 200	425, 200	497, 900
62	239, 400	310, 900	356, 100	388, 800	426, 100	498, 600
63	241, 100	312, 500	357, 800	390, 300	426, 900	499, 300
64	242, 900	314, 100	359, 500	391, 700	427, 700	499, 900
65	244, 600	315, 600	361, 100	393, 000	428, 500	500, 500
66	246, 400	317, 100	362, 800	394, 100	429, 200	501, 100
67	248, 100	318, 600	364, 400	395, 200	430, 000	501, 600
68	249, 800	320, 000	365, 900	396, 200	430, 700	502, 100
69	251, 400	321, 500	367, 400	397, 200	431, 300	502, 600
70	253, 000	322, 900	368, 900	398, 000	432, 000	503, 100
71	254, 700	324, 300	370, 300	398, 900	432, 600	503, 600
72	256, 400	325, 600	371, 600	399, 700	433, 200	504, 100
73	258, 000	326, 900	372, 900	400, 500	433, 700	504, 600
74	259, 700	328, 100	374, 100	401, 200	434, 300	505, 100
75	261, 400	329, 300	375, 200	402, 000	434, 800	505, 600
76	263, 000	330, 400	376, 100	402, 700	435, 400	506, 100
77	264, 600	331, 500	377, 100	403, 400	436, 000	506, 600
78	266, 100	332, 600	378, 000	404, 000	436, 600	507, 100
79	267, 700	333, 600	378, 900	404, 700	437, 200	507, 600
80	269, 300	334, 600	379, 600	405, 300	437, 700	508, 100
81	270, 900	335, 400	380, 400	405, 900	438, 200	508, 600
82	272, 500	336, 300	381, 200	406, 400	438, 700	509, 100
83	274, 100	337, 100	381, 900	407, 000	439, 200	509, 600
84	275, 600	337, 900	382, 500	407, 500	439, 700	510, 100

別表第2（第5条関係）  
行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	132,900	205,000	225,100	229,800
	2	133,600	206,600	227,000	231,700
	3	134,300	208,300	228,900	233,600
	4	135,000	210,000	230,800	235,500
	5	135,700	211,800	232,900	237,500
	6	136,400	213,400	234,600	239,500
	7	137,100	215,200	236,600	241,400
	8	137,800	217,000	238,600	243,400
	9	138,500	218,800	240,700	245,300
	10	139,200	220,600	242,500	247,300
	11	139,900	222,400	244,500	249,300
	12	140,600	224,200	246,600	251,400
	13	141,300	226,200	248,600	253,500
	14	142,300	227,900	250,600	255,600
	15	143,300	229,800	252,700	257,700
	16	144,300	231,500	254,600	259,800
	17	145,300	233,400	256,300	261,900
	18	146,400	235,000	258,400	263,900
	19	147,500	236,900	260,400	266,000
	20	148,600	238,600	262,400	268,100
	21	149,800	240,400	264,200	270,200
	22	151,000	242,000	266,200	272,300
	23	152,200	243,700	268,000	274,400
	24	153,400	245,500	269,900	276,600
	25	154,400	247,200	271,700	278,800
	26	155,600	248,700	273,600	281,000
	27	156,900	250,400	275,300	283,200
	28	158,200	252,100	277,100	285,300
	29	159,400	253,500	278,900	287,300
	30	160,800	255,200	280,700	289,400
	31	162,100	256,800	282,400	291,500
	32	163,500	258,400	284,200	293,600
	33	164,600	259,800	285,900	295,600
	34	166,300	261,500	287,600	297,700
	35	167,900	263,000	289,300	299,800
	36	169,400	264,400	291,000	301,800
	37	170,900	265,900	292,700	303,700
	38	171,800	267,400	294,500	305,700
	39	172,700	268,800	296,100	307,700
40	173,500	270,200	297,600	309,700	

129	315,500		402,800	426,300		
130	315,900		403,200			
131	316,300		403,600			
132	316,700		404,000			
133	317,000		404,400			
134	317,400					
135	317,700					
136	318,000					
137	318,300					
138	318,600					
139	318,900					
140	319,200					
141	319,500					
142	319,800					
143	320,100					
144	320,400					
145	320,700					
146	321,000					
147	321,300					
148	321,600					
149	321,900					
再任用 職員	197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けていないすべての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

85	240,300	306,500	337,400	358,200
86	241,600	306,900	337,800	358,600
87	243,100	307,200	338,200	359,000
88	244,700	307,600	338,600	359,400
89	246,200	307,900	338,900	359,800
90	247,400	308,300	339,300	360,300
91	248,900	308,600	339,600	360,700
92	250,200	309,000	340,000	361,000
93	251,600	309,300	340,300	361,400
94	252,900	309,700	340,700	361,700
95	254,200	310,000	341,000	362,100
96	255,500	310,400	341,400	362,400
97	256,800	310,700	341,700	362,800
98	257,900	311,100	342,000	363,100
99	259,100	311,400	342,400	363,500
100	260,400	311,800	342,700	363,800
101	261,600	312,100	343,100	364,200
102	262,800	312,500	343,400	364,500
103	264,000	312,900	343,800	364,900
104	265,000	313,300	344,100	365,200
105	266,000	313,700	344,500	365,600
106	267,100	314,100	344,800	365,900
107	268,200	314,500	345,100	366,300
108	269,300	314,900	345,500	366,600
109	270,200	315,300	345,800	367,000
110	271,200	315,600	346,200	367,300
111	272,200	315,900	346,500	367,700
112	273,100	316,200	346,900	368,000
113	273,900	316,500	347,200	368,400
114	274,900	316,800	347,600	368,700
115	275,700	317,100	347,900	369,100
116	276,500	317,400	348,200	369,400
117	277,300	317,700	348,600	369,800
118	278,000	318,000	349,000	370,100
119	278,800	318,300	349,400	370,500
120	279,500	318,600	349,800	370,800
121	280,000	318,900	350,200	371,200
122	280,700	319,100	350,600	
123	281,200	319,300	351,000	
124	281,800	319,500	351,400	
125	282,200	319,700	351,800	
126	282,700	319,900	352,200	
127	283,000	320,100	352,600	
128	283,400	320,300	353,000	

41	174,200	271,700	299,300	311,600
42	175,200	273,000	300,900	313,500
43	176,200	274,500	302,400	315,400
44	177,300	275,700	303,900	317,300
45	178,400	277,100	305,500	319,000
46	179,800	278,400	307,000	320,800
47	181,100	279,700	308,400	322,600
48	182,500	281,000	309,900	324,300
49	184,000	282,300	311,300	326,100
50	185,500	283,500	312,700	327,800
51	187,100	284,700	314,100	329,400
52	188,800	285,900	315,400	331,000
53	190,500	287,000	316,700	332,600
54	192,000	288,100	318,000	334,100
55	193,700	289,100	319,200	335,600
56	195,300	290,100	320,300	337,100
57	196,900	291,100	321,400	338,400
58	198,500	292,000	322,500	339,800
59	200,100	292,900	323,400	341,100
60	201,700	293,800	324,200	342,300
61	203,300	294,500	325,100	343,500
62	204,800	295,300	325,800	344,400
63	206,500	296,000	326,600	345,400
64	208,100	296,700	327,200	346,300
65	209,700	297,200	327,900	347,200
66	211,200	297,800	328,600	347,900
67	212,700	298,300	329,200	348,600
68	214,300	298,900	329,700	349,300
69	215,900	299,400	330,300	350,000
70	217,400	299,900	330,800	350,600
71	218,900	300,500	331,400	351,300
72	220,600	300,900	331,800	352,000
73	222,100	301,300	332,200	352,600
74	223,700	301,800	332,600	353,100
75	225,300	302,200	333,100	353,700
76	226,800	302,600	333,500	354,200
77	228,300	303,100	333,900	354,800
78	229,700	303,500	334,400	355,200
79	231,300	304,000	334,800	355,700
80	232,800	304,400	335,200	356,200
81	234,300	304,800	335,700	356,600
82	235,800	305,200	336,100	356,900
83	237,400	305,600	336,500	357,400
84	238,800	306,100	337,000	357,800



129	283,700	320,500	353,400	
130	284,000	320,700	353,800	
131	284,400	320,900	354,200	
132	284,700	321,100	354,600	
133	285,100	321,300	355,000	
134	285,400	321,400	355,400	
135	285,700	321,500	355,800	
136	286,100	321,600	356,200	
137	286,500	321,700	356,600	
138	286,800	321,800	357,000	
139	287,200	321,900	357,400	
140	287,600	322,000	357,800	
141	287,800	322,100	358,200	
142	288,200	322,200	358,600	
143	288,500	322,300	359,000	
144	288,700	322,400	359,400	
145	289,000	322,500	359,800	
146	289,300	322,600	360,200	
147	289,600	322,700	360,600	
148	289,800	322,800	361,000	
149	290,100	322,900	361,400	
150	290,400		361,800	
151	290,700		362,200	
152	290,900		362,600	
153	291,200		363,000	
154	291,500		363,300	
155	291,700		363,600	
156	292,000		363,900	
157	292,300		364,200	
158	292,600			
159	292,900			
160	293,200			
161	293,500			
162	293,800			
163	294,100			
164	294,400			
165	294,700			
再任用職員	212,000	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、既務、その他これらに準ずる業務に従事する職員で管理者が定めるものに適用する。

第二条 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第七項中「当該職員」を「その者」に、「が職員」を「がその者」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条の三を削る。

第十五条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「合計額」を「合計」に改める。

第十八条第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条第一項中「三月一日」を削り、「第二十四条の三まで」を「第二十四条の四まで」に改め、同条第二項中「三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百十」を「百分の百二十」に改め、同項ただし書中「三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百十」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の二十五」を「百分の百二十」に、「百分の十」を「百分の六十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改め、「と」、「百分の百十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の五十五」を削る。

第二十四条の四第一項中「六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）」を「基準日」に改め、同条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の百十二・五」を「百分の百七・五」に、「百分の五

十五」を「百分の五十二・五」に、「百分の百三十二・五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に改め、同条第五項中「「基準日から」とあるのは「基準日(第二十四条の四第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、」を削り、「同項」を「第二十四条の四第一項」に改める。

第二十四条の五第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
付則に次の八項を加える。

6 当分の間、職員の給料月額は、その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日(付則第八項において「特定日」という。)以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額(この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額)に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

7 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
- 二 地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第二項に規定する異動期間(同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

三 地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

8 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第十項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定

日に付則第六項の規定によりその者の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日にその者が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数がある場合はこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(管理者が定める職員を除く。)の給料月額は、当分の間、特定日以後、付則第六項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

9 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第六項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第八項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、管理者の定めるところにより、付則第六項の規定によりその者の受ける給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

11 付則第八項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の付則第六項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、管理者の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前三項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

12 当分の間、付則第六項の規定の適用を受ける職員に対する特別区競馬組合職員の分限に関する条例第二条第二項、第三条第一項及び第四項並びに第七条の規定の適用については、同条例第二条第二項中「職員」とあるのは「特別区競馬組合職員の給与に関する条例(昭和二十八年特別区競馬組合条例第四号。以下「給与条例」という。付則第六項の規定による場合のほか、職

員」と、同条例第三条第一項中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第六項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第四項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、給与条例付則第六項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第七条中「とする」とあるのは「とする。ただし、給与条例付則第六項の規定による降給は、この限りでない」とする。

13 付則第六項から前項までに定めるもののほか、付則第六項及び第八項の規定による給料月額その他付則第六項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第一の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に

再任用職員	197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	197,300	231,800	269,600	287,400	311,600	378,600

に改む。

別表第二の表中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に

再任用職員	212,000	223,200	244,000	274,700
-------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	212,000	223,200	244,000	274,700	

に改む。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定、附則第十四項及び第十五項の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定(第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定を除く。)による改正後の特別区競馬組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

3 第一条の規定(第二十四条の四第二項及び第三項の改正規定に限る。)による改正後の条例の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

4 第一条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の特別区競馬組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。(経過措置)

5 この条例による改正後の条例付則第六項から第十三項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。)(附則第三条第五項及び第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 6 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、その者が令和三年改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 7 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年特別区競馬組合条例第一号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 8 令和三年改正法附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年特別区競馬組合条例第一号）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、一円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 9 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十五条第四項及び第十八条第二号の規定を適用する。

- 10 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十四条第三項の規定を適用する。
- 11 改正後の条例第二十四条の四第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員」とする。
- 12 特別区競馬組合職員の給与に関する条例第九条の二から第十一条まで、第十一条の三及び第二十五条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 13 附則第四項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。  
（特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 14 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年特別区競馬組合条例第二号）の一部を次のように改正する。
- 附則第五項中「うち施行日以降にその者の受ける」を「うち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた」に改め、「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）その他」を削り、「には、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、同一給料表適用特定職員のうち旧級が二級又は七級である再任用職員であつて、施行日以降にその者の受ける給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（管理者の定める職員を除く。）には、平成三十一年三月三十一日までの間、給料月額にその差額に相当する額を加えた額を、それぞれ給料として支給する」を「の給料

月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

附則第六項中「前項に規定する」を削り、「」について、同項を「であって、前項」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける」に、「ときは、当該特定職員に」を「特定職員の給料月額」に、「同項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

附則第七項中「」について「を」を「であって」に、「給料を支給される」を「算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受け」る」に、「ときは、当該職員に」を「職員の給料月額」に、「前二項の規定に準じて、給料を支給する」を「その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前二項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする」に改める。

15 特別区競馬組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和元年特別区競馬組合条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「のうち施行日以降にその者の受ける給料月額が」を削り、「による給料の月額から当該額」を「により算出した差額に相当する額を加算した給料月額から当該加算をした給料月額」に改める。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備するとともに、特別区における職員の給料表及び勤勉手当の支給率等の改定に伴い、これとの均衡を図るために必要な改正を行う。

#### 議案第二十一号

特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者

特別区競馬組合管理者

武井

雅昭

特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年特別区競馬組合条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（支給対象）

第二条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。

一 特別区競馬組合職員の給与に関する条例（昭和二十八年特別区競馬組合条例第四号。以下「給与条例」という。）第二条に定める給料を支給される職員のうち、常時勤務を要するもの

二 特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年特別区競馬組合条例第一号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員及び給与条例第二十一条第一項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前号に掲げる職員に準ずるもの

2 前項第二号に規定する勤務形態が同項第一号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく特別区競馬組合規則（以下「組合規則」という。）その他の規程により、

勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)の数(以下「勤務日数」という。)が十八日(一箇月間の日数(特別区競馬組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成十年特別区競馬組合条例第一号。以下「勤務時間条例」という。))第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等(勤務時間条例第四条及び第五条の規定による週休日、勤務時間条例第十条及び第十一条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条第一項の規定により指定された代休日という。以下同じ。))に相当する日は、算入しない。)が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該二十日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。

第三条第一項ただし書中「職員が退職した場合において、その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつたとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前条第一項第一号に掲げる職員のうち、任期の定めのないもの(以下「任期の定めのない職員」という。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。
  - 二 前条第一項第一号に掲げる職員のうち、任期の定めのあるもの(以下「任期の定めのある職員」という。)が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。
  - 三 前条第一項第二号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。
  - 四 前条第一項第二号に掲げる職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。
- 第三条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による場合のほか、前条第一項第二号に掲げる職員その月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

第五条第一項中「特別区競馬組合職員の給与に関する条例(昭和二十八年条例第四号)」を「給与条例」に改める。

第六条第一項中「特別区競馬組合規則(以下「組合規則」という。)」を「組合規則」に改める。

第七条第一項中「地方公務員法」の下に「昭和二十五年法律第二百六十一号」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、同条第三項中「特別区競馬組合職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第七条の三中「十年」を「十五年」に改める。

第八条中「第七条第一項」の下に、「次条」を加え、「第五条の規定により計算した額」を「第五条及び第十条の規定により計算した額の合計額」に改める。

第九条第一項中「第五条から第七条」を「第五条から第七条の四」に改める。

第十条第四項中「第一号から第六号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のある月を除き、第七号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日」を「現実には職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。))以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日という。)」に改め、同項第七号中「育児短時間勤務等」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法

律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号中「法律」の下に「(平成三年法律第百十号)」を加え、同号を同項第八号とし、同項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

六 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間  
第十條の次に次の一条を加える。

（他の職への降任等をされた職員に係る退職手当の調整額）

第十條の二 地方公務員法第二十八條の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（同法第二十八條の五第三項に規定する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任した職員その他の組合規則で定める職員（以下「他の管理監督職に降任した職員等」という。）を含む。）について前條の規定により計算した退職手当の調整額が、その者が当該他の職への降任等をされた日の前日（他の管理監督職に降任した職員等にあつては、組合規則で定める日）において退職をしたものとして同條の規定により計算した退職手当の調整額（以下「降任等前退職手当の調整額」という。）に満たない場合は、同條の規定にかかわらず、降任等前退職手当の調整額（降任等前退職手当の調整額が二以上ある場合は、最も多い額）をその者の退職手当の調整額とする。

第十一條第二項中「月数」の下に「(第二條第一項第二号に掲げる職員にあつては、引き続き勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数)」を加え、同條第三項中「その者が退職の日またはその翌日に再び職員となつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 任期の定めのない職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員となつたとき。

二 任期の定めのある職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員又は任期の定めのある職員となつたとき。

三 第二條第一項第二号に掲げる職員が退職した場合（第三條第二項又は第三項の規定により退職したものとみなされる場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び任期の定めのない職員、任期の定めのある職員又はフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

四 フルタイム会計年度任用職員等（第二條第一項第二号に掲げる職員を除く。）が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員等となつたとき。

第十一條第四項中「前條第四項」を「第十條第四項」に改め、「要しなかつた期間」の下に「、自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の組合規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）」を加え、同條第五項中「東京都の」を「都職員等（東京都の」に、「（組合規則で定める者を除く。以下「都職員等」という。）」を「のうち、これらの者が属していた東京都等の退職手当（これに相当する給与を含む。）」に関する規程において退職手当（これに相当する給与を含む。）」の支給対象であつたものをいう。以下同じ。）」に改め、「なつた者（」の下に「組合規則で定める者を除き、」を加え、「なつたものの」を「なつた者の」に改め、同條中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同條第九項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同條第八項とする。

第十三條第二項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく組合規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」が十八日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同條第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする。を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他組合規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして組合規則で定める職員が

組合規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第八項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条中「職員が」を「職員（組合規則で定める者を除く。）が」に改め、同条ただし書中「とき」の下に「その他組合規則で定めるとき」を加える。

第十八条第一項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条第一項中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十一条第一項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第六項まで」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「場合にあつては」を「場合には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

付則第七条第三項中「特別区競馬組合職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

付則第八条中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

付則に次の一条を加える。

（職員の定年の引上げに伴う経過措置）

第十条 当分の間、第六条第一項の規定は、六十歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第五条第一項の規定の適用については、同項中「又は第八条」とあるのは、「、第八条又は付則第十条第一項」とする。

2 当分の間、六十歳に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者に対する第七条の三の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは「六十歳に」と、「その者に係る定年から十五年を減じた年齢」とあるのは「五十歳」と、同条の表中「その者に係る定年」とあるのは「六十歳」とする。

3 当分の間、六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前までに退職した者に対する第七条の三の規定の適用については、同条中「組合規則で定める」とあるのは「同項のその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者で組合規則で定めるもの、組合規則で定める」と、「定年に達する日の属する会計年度の初日前」とあるのは「六十歳に達する日の属する会計年度の初日から定年に達する日の属する会計年度の初日前まで」と、「であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十五年を減じた年齢以上である」とあるのは「である」と、同条の表中「その者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二」とあるのは「百分の二」とする。

4 給与条例付則第六項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

5 当分の間、給与条例付則第六項の規定の適用を受ける職員に対する第七条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日」とあるのは「七割措置前給料月額（その者が給与条例付則第六項の規定の適用（以下「七割措置」という。）を受けた日のうち最も早い日を減額日とした場合における当該七割措置により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日（以下「七割措置日」という。）」と、「特定減額前給料月額」とあるのは「七割措置前給料月額を」と、「相当する額」とあるのは「相当する額（以下「七割措置前の退職手当の基本額」という。）（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額（その者の七割措置日前におけるその他の措置（給料月額額の減額改定以外の理由による措置のうち七割措置以外の措置をいう。以下同じ。）を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）があり、その額が七割措置前給料月額より多い場合は、当該動統期間に応じた支給割合から七割措置に係る減額日前の退職



手当の基本額（その者が七割措置日前の特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日前の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額をいう。以下同じ。）の七割措置日前の特定減額前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額）、その者が七割措置日後の特定減額前給料月額（その者の七割措置日後におけるその他の措置を受けた日を減額日とした場合における特定減額前給料月額をいう。以下同じ。）に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び七割措置日後の特定減額前給料月額を基礎として、第五条から第七条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額（以下「七割措置後の退職手当の基本額」という。）（その者の七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合は、当該勤続期間に応じた支給割合から七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合を減じて得た割合を乗じて得た額（その者に七割措置日前の特定減額前給料月額があり、その額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より多い場合又はその者が七割措置を受けた日の同日にその他の措置も受けた場合における七割措置前給料月額が七割措置日後の特定減額前給料月額より多いときは、零とする。）並びに七割措置に係る減額日前の退職手当の基本額（計算の基礎となつた七割措置日前の特定減額前給料月額が七割措置前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額より少ない場合は、零とする。）の合計額」と、同項第二号中「前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合」とあるのは「七割措置後の退職手当の基本額の七割措置日後の特定減額前給料月額に対する割合（その者に七割措置日後の特定減額前給料月額がない場合又は七割措置後の退職手当の基本額が零となる場合は、七割措置前の退職手当の基本額の七割措置前給料月額に対する割合とする。）とする。

6 第三項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定により読み替えられる第七条の四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
付則第十条第五項の規定により読み替えて適用する第七条の四	及び七割措置前給料月額	並びに七割措置前給料月額及び七割措置前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置前給料月額」という。）
第一項第一号	及び七割措置日前の特定減額前給料月額	並びに七割措置日前の特定減額前給料月額及び七割措置日前の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日前の特定減額前給料月額」という。）
	の七割措置日前の特定減額前給料月額	の割増後の七割措置日前の特定減額前給料月額
	及び七割措置日後の特定減額前給料月額を	並びに七割措置日後の特定減額前給料月額及び七割措置日後の特定減額前給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額（以下「割増後の七割措置日後の特定減額前給料月額」という。）を
	七割措置前給料月額に	割増後の七割措置前給料月額に
付則第十条第五項の規定により読み替えて適用する第七条の四	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に百分の二を乗じて得た額の合計額に、
第一項第二号		
付則第十条第五項の規定により読み替えて適用する第七条の四	の七割措置日後の特定減額前給料月額	の割増後の七割措置日後の特定減額前給料月額

第一項第二号ロ

七割措置前給料月額

割増後の七割措置前給料月額

7 当分の間、給与条例付則第六項の規定の適用を受ける職員に対する第九条第一項の規定の適用については、同項中「第七条の四まで」とあるのは「第七条の四まで（付則第十条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額）」と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額」とあるのは、「その者が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）の前日におけるその者の給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額（同日に給料の調整額の支給を受けていない者については、同日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額）」と、その者が同日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額とのいずれか多い額のものに、同日までの期間において給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合（以下「特定日前に係る支給割合」という。）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料の調整額の額（退職の日に給料の調整額の支給を受けていない者については、特定日以後で退職の日の直近の時期に受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額）」と、その者が特定日以後で最も長期間にわたり支給を受けていた給料の調整額の額に相当する組合規則で定める額とのいずれか多い額のものに、給料の調整額を受けていた期間を第五条から第七条までの勤続期間とみなして得た支給割合から特定日前に係る支給割合を減じて得た割合を乗じて得た額の合計額」とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第六条、第七条、第八条、第九条の改正規定、第十一条の改正規定（「前条第四項」を「第十条第四項」に改める部分を除く。）、第十三条、第十四条、付則第七条及び付則第八条の改正規定並びに次項、第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の特別区競馬組合職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第一項の規定の適用については、前項ただし書に規定する施行の日から令和五年三月三十一日までの間に限り、同条第一項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。

3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員に対する改正後の条例第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「常時勤務を要するもの」とあるのは、「常時勤務を要するもの（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）」とする。

4 改正後の条例第十三条第四項の規定は、令和四年七月一日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の組合規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

5 改正後の条例付則第八条の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備するとともに、フルタイム会計年度任用職員の退職手当の支給要件を緩和するため。

議案第二十二号

特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者 特別区競馬組合管理者 武井 雅 昭

特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十七年特別区競馬組合条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、この条例による改正後の特別区競馬組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるため。

議案第二十三号

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十二月十九日

提出者

特別区競馬組合管理者

武井

雅昭

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別区競馬組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年特別区競馬組合条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中、「三月一日」を削り、同条第二項中、「三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

第二十九条第二項中、「三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(提案理由)

特別区において期末手当の支給回数等の改定が行われることになったので、これとの均衡を図るため、本組合においても同様の改正

を行う必要がある。

## 議案第24号

### 令和4年度特別区競馬組合 一般会計補正予算（第1号）

#### 令和4年度特別区競馬組合一般会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度特別区競馬組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 営業収益	179,935,027千円	27,225,733千円	207,160,760千円
第1項 競馬開催収益	170,683,504千円	24,899,807千円	195,583,311千円
第2項 場外業務収益	9,157,499千円	2,325,926千円	11,483,425千円
第2款 営業外収益	329,951千円	18,380千円	348,331千円
第1項 受取利息及び配当金	296,670千円	18,380千円	315,050千円

科 目	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 営業費用	173,051,370千円	22,352,458千円	195,403,828千円
第1項 競馬開催費用	166,295,456千円	22,109,999千円	188,405,455千円
第2項 場間場外費用	6,066,163千円	242,459千円	6,308,622千円
第2款 営業外費用	627,531千円	63,891千円	691,422千円
第2項 株式配当金配分金	206,193千円	17,183千円	223,376千円
第3項 公 課 費	369,259千円	46,708千円	415,967千円

令和4年12月19日 提出

特別区競馬組合管理者 武井 雅昭

令和四年第四回特別区競馬組合議定会定例会会議録

令和五年一月 発行

編集・発行 特別区競馬組合議事事務局

千代田区飯田橋三丁目五番一号

東京区政会館二十階

電話 〇三(五二一〇)九七二八

